

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	山口市

山口市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	山口市農林水産部農業振興課
所在地	山口市亀山町2番1号
電話番号	083-934-2666
FAX番号	083-934-2651
メールアドレス	n-shinkou@city.yamaguchi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハト類、ヒヨドリ、スズメ、カラス、サギ類、カモ類、シカ、カワウ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の状況		
	品目	被害数値	
サル	水稲、麦類、いも類、マメ類、野菜、果樹、生しいたけ	1.20ha	1,787千円
イノシシ	水稲、麦類、いも類、マメ類、野菜、果樹、たけのこ、飼料作物	10.06ha	10,960千円
	造林木	0.00ha	0千円
ノウサギ	果樹、造林木	0.02ha	97千円
タヌキ	いも類、野菜	0.01ha	250千円
ツキノワグマ	果樹、養蜂	0.11ha	1,049千円
アナグマ	果樹、野菜	0.01ha	131千円
ハト類	水稲、野菜	0.00ha	0千円
ヒヨドリ	野菜、果樹	0.98ha	4,022千円
スズメ	水稲	0.03ha	40千円
カラス	麦類、果樹、野菜	0.11ha	832千円
サギ類	水稲、アユほか	0.00ha	0千円
カモ類	水稲、麦類	9.14ha	1,462千円
シカ	果樹、野菜、造林木	0.08ha	620千円
カワウ	アユほか	不明	不明
アライグマ	果樹、野菜	0.01ha	49千円
ヌートリア	水稲ほか	0.08ha	55千円
ハクビシン	野菜、果樹	0.00ha	0千円
合計		21.84ha	21,354千円

資料：令和6年度山口市野生鳥獣による農林業被害状況調査

※ 被害数値の合計は、カワウを除く。

(2) 被害の傾向

- ・市全体の被害額のうち、イノシシ、ヒヨドリ、サル、カモ類の順に被害額が多く、全体被害額に占める割合はそれぞれ、51%、19%、8%、7%となっている。サル、イノシシについては、民家周辺に出没することもあることから、日常生活上の被害や人身被害を不安視する声もある。また、特定外来生物の増加による農作物被害も発生している。
- ・サルについては、市内北部地域を中心とした山間部や農地での農作物被害に加え、市内各地で市街地や住宅地への出没が増加していることから、日常生活上の被害や人身被害が危惧されている。
- ・イノシシについては、市内全域で被害が発生している。秋の水稲の踏み倒し、畦畔の掘り起こしにいたっては、ほぼ通年被害が発生している。また、近年は日中、住居集合地域への出没が増加しており、民家の敷地に侵入し、庭や花壇等を掘り起こすなどの被害も発生している。
- ・ノウサギについては、主に山間部を中心に造林木の被害が発生している。
- ・タヌキについては、野菜や果樹を中心とした農作物被害が発生しており、被害金額も増加傾向にある。
- ・ツキノワグマについては、山間部で果樹や養蜂の被害が発生している。目撃情報については、徳地及び阿東地域で多く寄せられている。また、近年特に東日本でクマによる人的被害が急増していることから、クマに対する市民の警戒感が強まっている。
- ・アナグマについては、タヌキと同様に、野菜や果樹を中心とした農作物被害が発生しており、被害金額も増加傾向にある。
- ・シカについては、目撃情報が増加しているとともに、造林木の被害に加えて、果樹や野菜の農作物被害が発生している。
- ・鳥類については、カラスに加え、近年、ヒヨドリやカモ類による麦類、野菜及び果樹を中心とした農作物被害が発生している。また、カワウやサギ類については、市内はもとより、近隣の市町の河川へ飛来し、アユ等への被害が懸念されている。
- ・アライグマについては、果樹を中心に農作物被害が発生している。
- ・ヌートリアについては、市内全域で生息域が拡大しており、水稲などの被害が発生している。強い繁殖力を持っていることから今後も農作物被害の増加が予想される。
- ・ハクビシンについては、令和6年度の農作物被害は発生していないが、今後の農作物被害の動向に注意する必要がある。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標（現状値）		目標値					
	（令和6年度）		（令和8年度）		（令和9年度）		（令和10年度）	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
サル	1.20ha	1,787千円	1.14ha	1,698千円	1.08ha	1,613千円	1.03ha	1,532千円
イノシシ	10.06ha	10,960千円	9.56ha	10,142千円	9.08ha	9,891千円	8.63ha	9,397千円
ノウサギ	0.02ha	97千円	0.02ha	92千円	0.02ha	88千円	0.02ha	83千円
タヌキ	0.01ha	250千円	0.01ha	238千円	0.01ha	226千円	0.01ha	214千円
カラス	0.11ha	832千円	0.10ha	790千円	0.10ha	751千円	0.09ha	713千円
カワウ	不明	不明	減少に向け取り組む		減少に向け取り組む		減少に向け取り組む	
スズメ	0.03ha	40千円	0.03ha	38千円	0.03ha	36千円	0.03ha	34千円
ヒヨドリ	0.98ha	4,022千円	0.93ha	3,821千円	0.79ha	3,630千円	0.84ha	3,448千円
カモ類	9.14ha	1,462千円	8.68ha	1,389千円	8.25ha	1,320千円	7.84ha	1,254千円
アナグマ	0.01ha	131千円	0.01ha	125千円	0.01ha	118千円	0.01ha	112千円
シカ	0.08ha	620千円	0.08ha	589千円	0.07ha	560千円	0.07ha	532千円
アライグマ	0.01ha	49千円	0.01ha	47千円	0.01ha	44千円	0.01ha	42千円
ヌートリア	0.08ha	55千円	0.08ha	52千円	0.07ha	50千円	0.07ha	47千円
ツキノワグマ	0.11ha	1,049千円	0.11ha	997千円	0.10ha	947千円	0.09ha	899千円
合計	21.84ha	21,354千円	20.76ha	20,018千円	19.62ha	19,274千円	18.74ha	18,307千円

※1 現状値及び目標値の被害金額の合計は、カワウを除く。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の円滑かつ効率的な捕獲等を推進するために設置した山口市有害鳥獣捕獲対策協議会が、捕獲等に従事する捕獲隊員を選出するとともに、有害鳥獣捕獲隊を編成し捕獲を実施。また、一部の地域ではあるが、サルの捕獲のみを目的とした捕獲隊を編成し、サルの捕獲を実施。 捕獲隊が実施する有害鳥獣の捕獲、イノシシ、サルの囲いわな・箱わなの設置や、捕獲体制の確立、捕獲隊の育成及び運営を支援することにより、捕獲を推進。 有害鳥獣による人身被害の恐れがある場合等の緊急対応として、民間隊員を登用した山口市鳥獣被害対策実施隊を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の体制で適切に実施されているが、高齢化により隊員が減少（特に銃猟者）してきているため、担い手の育成・確保が必要である。 捕獲従事者の高齢化等により捕獲鳥獣の処理の負担が課題となっている。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サルを農地から追い払うため、放棄果樹の除去、モンキードッグの導入、牛の放牧（山口型放牧）による緩衝帯の整備、各種調査や研修会の開催等を実施。 ・国交付金事業による集落防護柵（金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵等）の設置。 ・市の補助による防護柵等の設置、追い払い、集落ぐるみでの被害防止にかかる研修会等の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サルについての主な取組は、任意団体である仁保地区鳥獣被害対策協議会によるものであり、今後は、同協議会の取組をモデルケースに、他地区における地元の鳥獣被害対策協議会の設立等への助言及び指導が必要である。 ・防護柵設置の効果を高めるよう集落内及び集落間の連携などにより、広範囲にわたる設置が望ましい。 ・高齢化や人口減少が進んだ地域における防護柵等の適切な維持管理が困難である。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみで取り組む鳥獣被害防止対策にかかる研修会を実施。 ・鳥獣被害対策マニュアルの冊子の作成、住民への配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部地域では研修会を実施し積極的な鳥獣被害防止対策に繋がっているが、被害を受けている他地域に対する被害防止対策にかかる研修会等の開催や意識醸成が必要である。

（５）今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害を防止するための基本的な考え <p>野生鳥獣による農林水産物被害を防止するため、関係機関や専門家の意見等を参考にしながら、生息状況・被害状況・防止対策の実状を的確に把握して、住民自らによる被害防止対策を構築するとともに、鳥獣とのすみ分け・共生・個体維持を基本とした被害防止体制を講じる。</p> <p>また、市街地や住宅地で野生鳥獣による人身被害を発生させないために、地域住民・市をはじめ、県・警察や地元猟友会などの関係機関と連携して、被害防止対策を実施していく。</p> ・鳥獣被害を防止するための対応方針 <p>サルについては、人里から遠ざけることを基本方針とし、関係機関や専門家、自立した地域の対策協議会と連携しながら、被害状況の把握に努め、地域住民によるサルの防除体制を構築するとともに、他県の優良事例を参考に被害対策を展開して被害拡大を防ぐ。特に、人馴れや定着をさせないため、餌付けの禁止を徹底するとともに、意図しない餌付けにも繋がる恐れのある放置された農作物や果樹の除去の徹底を図る。また、出没を繰り返す前に追い払いを実施することが重要であるため、地域住民を対象に専門家等による被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催する。農作物</p>

被害が拡大する地域においては、捕獲に成果が出ている大型捕獲檻の設置や、複合柵の導入を推進するとともに、サルを遠ざけるための緩衝帯の整備を検討する。

イノシシ等獣類については、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、電気柵及びネット等の設置により被害防止を図る。特に、被害が新たに発生する可能性の高い地域を中心に、防護対策・捕獲対策・生息地管理の3つを総合的に進めていく。また、カワウ等鳥類については、追い払い、防鳥ネット及びテグス張り等、防護対策のより一層の推進を図り、被害の低減に努める。

・ 捕獲による個体数の調整

捕獲については、円滑かつ効率的な捕獲を推進するため、今後も現在の体制を継続するとともに、新たな狩猟免許取得者の増加に努める。

・ 人身被害の拡大を防止するための対応方針

市街地や住宅地などで鳥獣による人身被害やツキノワグマの出没が発生した場合は、市と警察が連携して、被害が最小限に抑えられるよう地域住民の安全確保に努めるとともに、情報収集・現地調査などの初動対応を実施し、必要に応じて山口市鳥獣被害対策実施隊によるパトロールを実施する。また、被害が拡大する前の早い段階での捕獲活動が重要であることから、捕獲用わなの設置に加え、麻酔銃による捕獲を検討し、実施する。加えて、人身被害が拡大する恐れがある場合や、銃による緊急銃猟が必要な場合は、庁内関係部局による山口市有害鳥獣等被害対策本部会議及び現地対策本部を設置し、関係機関と連携して、迅速に対応できる体制強化を図る。

・ 被害対策を行う人材の育成

近年、農林漁業者の高齢化等により個々での対策が困難になってきており、農林水産物被害や市民安全について、行政に対する被害対策の要望が増加している。今後も、県の助成制度を活用した狩猟免許取得者の増加や民間隊員を含む山口市鳥獣被害対策実施隊の充実を図るとともに、地域ぐるみによる被害防止体制の構築を図るため、地域住民を対象に専門家等による被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催するなどの支援を行う。

・ 関係機関との連携

鳥獣被害防止対策の実施に当たっては、専門機関である山口県農林総合技術センター、山口県鳥獣被害相談センターや山口県山口農林水産事務所内の捕獲対策、防除対策の担当部署の助言及び支援を受けて実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・捕獲隊の編成については、山口市有害鳥獣捕獲対策協議会が行い、同協議会が作成した有害鳥獣捕獲計画に基づき、捕獲隊の長が捕獲許可を申請し、許可を得て捕獲を行う。
- ・農業者等の自衛わなによる捕獲許可申請に対する捕獲許可を行うとともに、特定外来生物等の小動物に対する自衛心の醸成を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8 ～10	サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ツキノワグマ、アナグマ、ハト類、ヒヨドリ、スズメ、カラス、サギ類、カモ類、シカ、カワウ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン	<ul style="list-style-type: none">・捕獲隊による有害鳥獣（サル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、アナグマ、カラス、シカ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン）の捕獲に対し奨励金を交付するとともに、対象鳥獣に係る捕獲体制の確立、捕獲隊の運営を支援する。・イノシシ、サルの囲いわな・箱わな設置に対して支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none">・サルの捕獲実績は、令和4年度から101頭、58頭、130頭と推移している。農林作物被害は、捕獲や追い払い等により減少傾向にあるが、高い水準にある。近年は、市街地や住宅地にも出没するなど、日常生活上の被害や人身被害を防止する観点から、積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画数を150頭とする。・イノシシの捕獲実績は、令和4年度から2,437頭、1,034頭、1,803頭と推移している。令和5年度は、イノシシが豚熱に感染し捕獲頭数が減少したが、令和6年度は豚熱の影響が回復傾向にあるとみられ、捕獲頭数が増加している。農林作物被害は、防護柵等の設置により減少傾向にあるが、依然高い水準にある。近年は、住宅地周辺に出没するなど、日常生活上の被害や人身被害を防止する観点から、引き続き積極的に捕獲を行うこととし、捕獲計画数を2,450頭とする。・ノウサギの捕獲実績は、令和4年度から31羽、24羽、18羽と推移している。造林幼齢木被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を50羽とする。・タヌキの捕獲実績は、令和4年度から104頭、63頭、104頭と推移している。農作物被害は、野菜及び果樹への被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を250頭とする。

- ・カラスの捕獲実績は、令和4年度から19羽、20羽、25羽と推移している。毎年、農作物被害が発生していることに加え、畜産業への被害が発生していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を80羽とする。
- ・カワウの捕獲実績は、令和4年度から113羽、73羽、82羽と推移している。近年、水産物被害は増加傾向にあり、特に春に放流した稚アユや遡上アユ及び秋の落ちアユ等への食害は深刻化していることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を150羽とする。
- ・ハト類、スズメ、ヒヨドリ、サギ類の捕獲実績は、令和4年度から46羽、28羽、27羽と推移している。毎年、農作物被害が発生し、特にヒヨドリについては、野菜及び果樹への被害が発生している。また、ハト類においては、糞による日常生活上の被害も報告されていることから、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を各60羽とする。
- ・カモ類の捕獲実績はないが、捕獲の要望や許可申請もあることから、今後、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を20羽とする。
- ・アナグマの捕獲実績は、令和4年度から106頭、51頭、145頭と推移しており、増加傾向にある。近年は、農作物被害が発生しており、住宅地周辺での日常生活上の被害の相談も寄せられ、捕獲の要望や許可申請も多いことから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を200頭とする。
- ・シカの捕獲実績は、令和4年度から23頭、19頭、37頭と推移しており、増加傾向にある。近年、造林木への被害があり、目撃情報も増加していることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を100頭とする。
- ・アライグマの捕獲実績は、令和4年度から44頭、39頭、108頭と推移しており、増加傾向にある。農林産物被害は報告されていないが、今後、農林産物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を200頭とする。
- ・ヌートリアの捕獲実績は、令和4年度から241頭、328頭、277頭と推移しており、高い水準で捕獲を続けている。近年、生息域を拡大し、農作物被害も報告されており、今後、農作物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、引き続き捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を480頭とする。
- ・ハクビシンの捕獲実績は、令和4年度から4頭、0頭、5頭と推移している。今後、農林産物被害及び日常生活上の被害が懸念されるため、早期の対策が必要であることから、捕獲を推進していくこととし、捕獲計画数を10頭とする。

・県内に生息するツキノワグマは、環境省レッドデータブック「絶滅のおそれのある地域個体群」、レッドデータブックやまぐち「絶滅危惧Ⅱ類」として記載され、県策定の「第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画」により保護管理されていることから、捕獲目標は設定しない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル	150頭	150頭	150頭
イノシシ	2,450頭	2,450頭	2,450頭
ノウサギ	50羽	50羽	50羽
タヌキ	250頭	250頭	250頭
カラス	80羽	80羽	80羽
カワウ	150羽	150羽	150羽
ハト類	60羽	60羽	60羽
スズメ	60羽	60羽	60羽
ヒヨドリ	60羽	60羽	60羽
サギ類	60羽	60羽	60羽
カモ類	20羽	20羽	20羽
アナグマ	200頭	200頭	200頭
シカ	100頭	100頭	100頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
ヌートリア	480頭	480頭	480頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
・狩猟期間を除き（鳥獣保護区、休猟区については、狩猟期間を含む）、銃器・わなを用いた有害鳥獣の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山口市全域	・サル、イノシシなどの有害鳥獣の捕獲許可については、山口県の事務処理の特例に関する条例に基づき、既に山口市へ権限委譲されている。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル イノシシ シカ	電気柵等 5.0 km	電気柵等 5.0 km	電気柵等 5.0 km
	金網柵 10.0 km	金網柵 10.0 km	金網柵 10.0 km
	ワイヤーメッシュ柵 20.0 km	ワイヤーメッシュ柵 20.0 km	ワイヤーメッシュ柵 20.0 km

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
サル イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者や管理者に対して、定期的な見回り・点検の実施と、草刈りや必要な修繕などの適切な管理がされるよう指導する。 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8 ～10	サル イノシシ ヌートリア ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・サルについては、モンキーダッグの導入（養成、追い払い活動、人材育成）、牛の放牧による緩衝帯緩衝帯の整備などを促進するとともに、放棄果樹等の除去の徹底や追い払い活動など被害防止対策の実践に向けた研修会等を開催し、サルを人里から遠ざける様々な取組を実施する。 ・イノシシについては、防護柵の設置、被害防止のための研修会等を開催する。 ・ヌートリアについては、山口県ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づき、ヌートリア・アライグマ捕獲従事者養成講習会を必要に応じて実施する。 ・ツキノワグマについては、農作物に被害を及ぼす地域において、箱わなを設置し、被害の防止に努める。

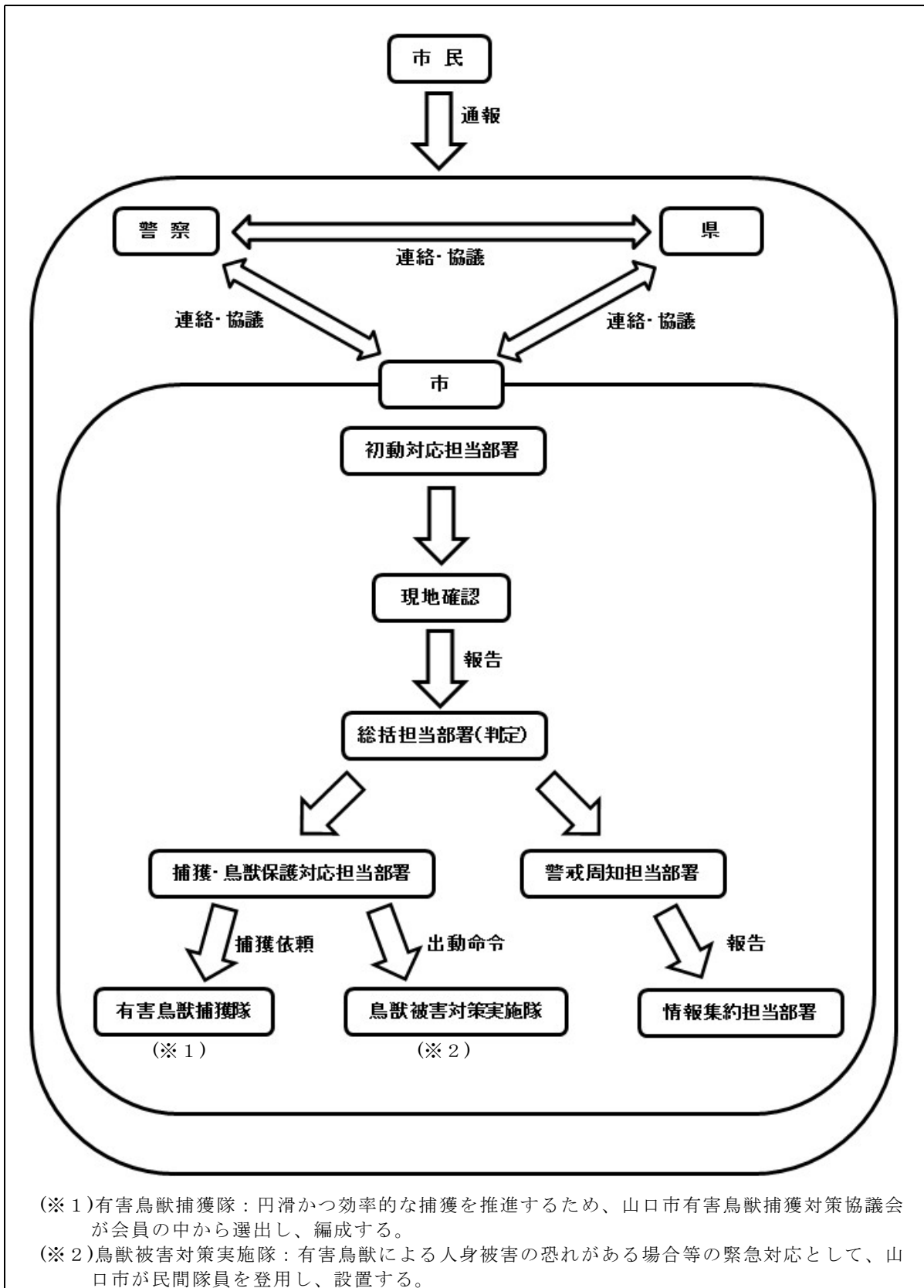
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

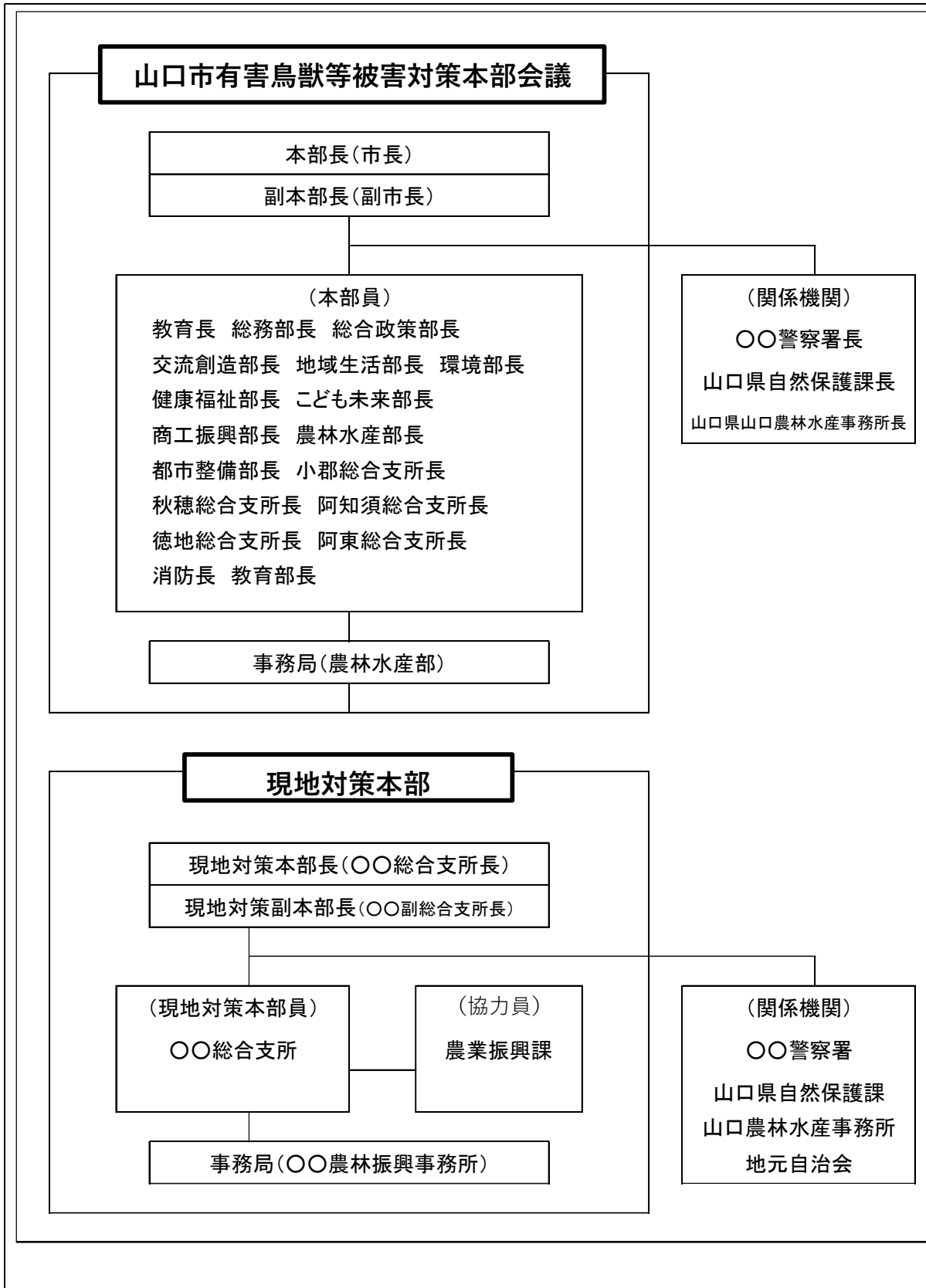
関係機関等の名称	役割
山口市	情報収集、現地調査、連絡調整、住民への注意喚起、パトロール、保護、山口市鳥獣被害対策実施隊の出動、麻酔銃による捕獲、ツキノワグマ及びイノシシの緊急捕獲
山口県	情報収集、連絡調整、技術的助言
有害鳥獣捕獲隊	捕獲、保護、パトロール
鳥獣被害対策実施隊	緊急時における捕獲、保護、パトロール

山口県山口警察署・ 山口南警察署	連絡調整、パトロール、住民への注意喚起、捕獲等の応援
---------------------	----------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



(3) 被害防止対策本部等組織図 (参考)



※被害発生地域によっては、被害防止対策本部等の組織体制は変更する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した有害鳥獣は、原則として、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。また、捕獲従事者の負担軽減を図るための捕獲鳥獣の処理方法について検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	一部の捕獲者がイノシシを食肉として自家利用されている。民間団体等の協力を得ながら食肉としての利活用を検討する。
ペットフード	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。
皮革	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 での体給餌、学術 研究等)	民間団体等の協力を得ながら有効利用方法を検討する。

(2) 処理加工施設の実取組

・市内には民間事業者の処理加工施設があるが、まずは可能な範囲で捕獲した鳥獣の利活用を促進する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

・民間団体等の協力を得ながら有効利用のための人材育成について検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	山口市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関等の名称	役割
山口市農林水産部長	会長
山口県農業協同組合	農林水産業それぞれの立場から、有害鳥獣関連情報の提供を行う。
山口県農業共済組合	
榎野川漁業協同組合	
阿武川漁業協同組合	
佐波川漁協協同組合	
山口県中央森林組合	
山口市農業委員会	

山口県山口猟友会	有害鳥獣捕獲隊として捕獲を行う。
山口県吉南猟友会	
小郡有害鳥獣捕獲隊	
秋穂有害鳥獣捕獲隊	
阿知須有害鳥獣捕獲隊	
山口県徳地猟友会	
山口県阿東地区猟友会	
吉山有害鳥獣駆除協会	
地元生産者等による鳥獣被害対策組織	被害地域の適正管理及び被害防除対策を実施する。
山口県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護区に関する業務を行う。
山口警察署	人身被害の防止を行う。
山口南警察署	
山口森林管理事務所	有害鳥獣関連情報の提供や助言を行う。
山口市農林水産部農業振興課、南部農林振興事務所、徳地農林振興事務所、阿東農林振興事務所	事務局を担当し、施策の立案、事業進行管理のほか、協議会に関する連絡、調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県山口農林水産事務所	施策の立案、対策の指導助言
山口県農林総合技術センター	情報提供、技術指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 市職員及び民間隊員による山口市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣による人身被害を及ぼす恐れがある場合等の緊急対応、有害鳥獣の捕獲推進や、防護柵の整備推進などの鳥獣被害防止対策を行い、農林水産物への被害防止に取り組んでいる。 <p>令和8年1月1日現在隊員数：112名（内 行政隊員14名、民間隊員98名）。</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> サルの被害防止対策については、これまで仁保地区鳥獣被害対策協議会が集落活動として実施し、培ってきた先進的な取組のノウハウを活かしながら、各地区の被害対策協議会等の設立への助言や連絡調整などを行い、市全体が一体感を持って鳥獣被害防止対策に効果的に取組む体制を整備していく。 また、イノシシやシカの被害対策研修や、鳥類に関する追い払い研修のほか、ヌートリア・アライグマ捕獲従事者養成講習会などを必要に応じて実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・野生獣類の農林水産作物被害の軽減のためには、防護柵・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本として、被害を受けている地域が問題意識を持って、地域活動として被害対策に取り組むことが必要である。また、有害鳥獣捕獲の担い手の確保や育成に対する取組が必要である。